

要指導医薬品としての緊急避妊薬の販売に係る 医療機関との連携方法について



緊急避妊薬が要指導医薬品として販売承認され、令和8年2月2日から販売されることになりましたが、厚生労働省から、緊急避妊薬を販売する薬局及び店舗販売業（以下、「薬局等」という。）には、e-ラーニングの受講と近隣の産婦人科医等との連携等が求められております。

連携方法として I 薬局が医療機関と個別に連携し書類を作成する方法と II 薬剤師会と医師会がそれぞれ作成したリストを交換することによって包括的に連携する方法が示されています。

本会では、IIの一般社団法人埼玉県医師会に包括的な連携体制の構築について協力を依頼するとともに、薬局等のリストを作成していたところです。

しかしながら、1月27日時点で包括による連携が困難な状況となっております。

このため、埼玉県の場合、包括連携による販売は、2月2日の販売は間に合いません。

現在も合意に向けて医師会と協議中ではございますが、今後、合意が得られた場合も相当の時間がかかるものと考えられます。

既に本会の薬局リストへの登録をされた薬局等で、本会の対応を待たずに厚生労働省の名簿への登録をお考えの方は、Iの医療機関との個別の連携をして厚生労働省へ登録申請されることをお勧めします。

I 薬局等が医療機関と個別に連携をする場合は、下記の文書を確認し、②に連携構築に係る文書が参考様式別添として示されていますので、当該文書により対応してください。

①緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について（令和7年9月18日付け医薬総発0918第2号・医薬薬審発0918第3号）[197KB]

②緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（令和7年10月28日付け医薬総発1028第1号・医薬薬審発1028第1号）[152KB]

③緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（その2）（令和7年12月17日付け医薬総発1217第2号・医薬薬審発1217第3号）[113KB]

II 包括連携を希望する薬局・店舗販売業は、Google フォームに店舗ごとに名簿の登録をしていただいております。（こちらに登録いただいただけでは、連携構築済みにはなりません。）

<https://forms.gle/7MePzq7kXGE52jrv9>

1月30日でこちらのフォームは、閉じさせていただきます。